

「県産農産物サポート店」登録実施要領

平成16年6月15日農林部長決裁
令和3年4月1日最終改正

1 目的

県民が手軽に県産農産物を購入でき、また県産農産物を利用した食品や料理が食べられるよう、県産農産物を積極的に利用している小売店、食品製造業者、飲食店及び卸売業者を「県産農産物サポート店」として登録するとともに、地産地消シンボルマークを店舗等に掲示し、県産農産物の利用を促進する。

2 県産農産物サポート店登録の要件

- (1) 小売店においては、概ね年間を通じて県産農産物及び県産農産物を利用した加工品を取り扱っていること。
- (2) 食品製造業者においては、県産農産物を利用した加工品又は調理品を製造していること。
- (3) 飲食店においては、概ね年間を通じて県産農産物及び県産農産物を利用した加工品を取り扱っていること。
- (4) 卸売業者においては、概ね年間を通じて県産農産物及び県産農産物を利用した加工品を取り扱っていること。

3 県産農産物サポート店の役割

- (1) 消費者の求める県産農産物又は県産農産物を利用した加工品、調理品、料理を積極的に提供できるように努める。
- (2) 店舗等には地産地消シンボルマークを掲示するとともに、消費者に利用している農産物や関連情報の説明ができるように努める。

4 県産農産物サポート店登録の手続き

- (1) 県産農産物サポート店の登録を受けようとする者は、別紙1の申請書に必要事項を記入の上、農業ビジネス支援課（直接又は農林振興センターを経由）に提出するものとする。
- (2) 登録の要件に適合した場合は、地産地消シンボルマークを配布するとともに、埼玉県ホームページの農業ビジネス支援課のページ及び農業ビジネス支援課が運営する「埼玉農産物ポータルサイト「SAITAMA わっしょい！」」のページに掲載する。

5 登録の抹消及び変更

2の要件を満たさなくなった場合又はサポート店から登録抹消の申請があった場合は登録を抹消するものとする。また、登録内容に変更があった場合は変更の届出をするものとする。

抹消、変更の手続きは別紙2の申請書に必要事項を記入の上、農業ビジネス支援課（直接又は農林振興センターを経由）に提出するものとする。

6 「埼玉県特別栽培農産物利用店」との関係

「埼玉県特別栽培農産物利用店」指定実施要領5の指定を受けた飲食店は、要領4の登録を行ったものとみなす。「埼玉県特別栽培農産物利用店」の指定期間終了後も登録は継続する。

7 その他

この要領に定めるもののほか、「県産農産物サポート店」登録について必要な事項は別に定めるものとする。

附則

- この要領は、平成16年6月15日から施行する。
- この要領は、平成17年4月1日から施行する。
- この要領は、平成17年8月1日から施行する。
- この要領は、平成19年4月1日から施行する。
- この要領は、平成20年4月1日から施行する。
- この要領は、平成21年4月1日から施行する。
- この要領は、平成23年4月1日から施行する。
- この要領は、平成26年5月1日から施行する。

この要領は、令和 2年4月 1日から施行する。
この要領は、令和 3年4月 1日から施行する。

県産農産物サポート店登録申請書

年 月 日

あて先
埼玉県知事(会社等名)
(代表者名)
(郵便番号) 〒 —
(住所)
(電話番号)
(メールアドレス)

県産農産物サポート店の登録をしたいので、下記のとおり申請します。

記

※以下の太枠内に記載した情報は、ホームページに公開されるのでご了承ください。
(URL : <https://www.pref.saitama.lg.jp/saitama-wassyoi/buy/support/index.html>)。

店舗等名	
区 分	小売店 食品製造業者 飲食店 卸売業者 (いずれかを○で囲んでください)
郵便番号 住 所	〒 —
電話番号	
ホームページ	
特 徴	

希望する 看板	木製看板 (550mm×100mm)	プラスチック製プレート (297mm×210mm)
------------	-----------------------	------------------------------

- ※ 「区分」で飲食店を選択された場合、裏面もご記入ください。
- ※ 店舗が複数の場合は、店舗ごとに作成してください。
該当が無い項目については、—を記入してください。
登録する関係上、電子データでもご提出いただけると幸いです。
- ※ この申請書は、直接持参、ファックス、郵送、電子メールのいずれかの方法によって提出できます。

【飲食店追加情報】

A お店のジャンルについて（①～⑱の中から1つ選択し、○で囲んでください。）

- ①居酒屋 ②和食店 ③中華料理店 ④カレー屋 ⑤オーガニック・創作料理店
 ⑥焼肉屋・ホルモン焼き店 ⑦寿司屋・魚料理の店 ⑧エスニック・アジア料理店
 ⑨カフェ・スイーツ店 ⑩ラーメン屋・麺料理店 ⑪イタリアン・フレンチ
 ⑫焼鳥屋・肉料理店 ⑬日本料理店・郷土料理店 ⑭お好み焼き屋・粉物
 ⑮欧米・各国料理店 ⑯洋食屋・洋食レストラン ⑰バー・ビアホール
 ⑱そば・うどん ⑲その他レストラン・食堂

B 営業時間・定休日

- ①営業時間：
 ②定休日：

C 埼玉産農産物を利用したおすすめメニューがある場合は、以下にご記入ください。

- ①メニュー名（値段）：（¥ ） 埼玉産農産物：
 提供時期： 特徴：
 ②メニュー名（値段）：（¥ ） 埼玉産農産物：
 提供時期： 特徴：
 ③メニュー名（値段）：（¥ ） 埼玉産農産物：
 提供時期： 特徴：

D 埼玉産農産物をどのくらい利用していますか。該当するものに○を付けてください。

- ①特定の品目の埼玉産農産物をほぼ通年で利用している。
 ②埼玉産農産物をほぼ通年で利用しているが、利用する品目は不特定である。
 ③利用する埼玉産農産物が決まっているが、時期は不特定（限定）である。
 ④利用する埼玉産農産物の品目も時期も不特定である。

E 利用している埼玉産農産物に○を付けてください。（複数回答可）

野菜・米	1	いちご	2	うどん	3	えだまめ		
	4	かぶ	5	木の芽	6	きゅうり		
	7	くわい	8	こまつな	9	さといも		
	10	さつまいも	11	しゃくし菜	12	とうもろこし		
	13	トマト	14	なす	15	にんじん		
	16	ねぎ	17	のらぼう菜	18	ブロッコリー		
	19	ほうれんそう	20	やまといも	21	米（彩のかがやき・彩のきずな）		
果物・特産	22	いちじく	23	うめ	24	柿（あんぼ柿）	25	くり
	26	梨（彩玉）	27	ブルーベリー	28	ゆず	29	こんにゃく
	30	狭山茶	31	しいたけ				
水産	33	ナマズ	34	ホンモロコ（彩のもろこ）				
畜産	35	豚肉（彩の国黒豚）		36	鶏肉（彩の国地鶏タマシャモ）			
	37	牛肉（武州和牛、深谷牛、彩さい牛、彩の夢味牛）				38	鶏卵（彩たまご）	
他	39	その他（ ）						

F おすすめメニューの写真をホームページに掲載しますので、写真がございましたら電子メールにてご送付ください。（メール容量3MBまで）

※宛先：a4105-02@pref.saitama.lg.jp

別紙2

県産農産物サポート店登録抹消・登録内容変更届出書

年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

(会社等名)

(代表者名)

県産農産物サポート店の登録抹消・登録内容変更をしたいので、下記のとおり届け出します。

記

(抹消の場合)

抹消理由

(変更の場合)

変更内容

※留意事項

必要のない項目に取消ラインをお願いします(例 登録抹消・登録内容変更)

※この申請書は、直接持参、ファックス、郵送、電子メールのいずれかの方法によって提出できません。